大阪府条例第　　　号

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例及び大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例の一部改正）

第一条　指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例（令和三年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （指定管理法人の資格）  第三条　指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第百五十二条第五項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。 | （指定管理法人の資格）  第三条　指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。 |
|  |  |

（大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第二条　大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十五年大阪府条例第十七号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （趣旨）  第一条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第八条第一項の規定により置く大阪府私立学校審議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。 | （趣旨）  第一条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第九条第一項の規定による大阪府私立学校審議会の委員（以下委員という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

1－35